



産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 鹿児島市伊敷四丁目3番21号
氏名 有限会社 丸徳産業
(法人にあつては名称 代表取締役 木下 徳雄
及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた
者であることを証する ~~第14条の2第1項~~

鹿児島市長 森 博 幸



許可の年月日 令和 2年 7月 5日
許可の有効期限 令和 7年 7月 4日

1. 事業の範囲
取扱廃棄物

石綿含有産業廃棄物であるものを含むもの	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、以上8種類
石綿含有産業廃棄物であるものを除くもの	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、以上5種類
	上表に記載する全13種類 (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (積替え保管を含む。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所在地	面積	産業廃棄物の種類	保管上限	積み上げの高さ
鹿児島市伊敷四丁目1220番2、1221番5	3.3 m ²	廃プラスチック類、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）、以上3種類	0.868 t	倉庫内保管

3. 許可の条件
無し

(裏面につづく)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 7 年	6 月 2 2 日	更新許可
平成 1 2 年	6 月 1 4 日	更新許可
平成 1 6 年	3 月 1 0 日	変更届 (住所の変更)
平成 1 7 年	7 月 2 6 日	更新許可
平成 1 8 年	7 月 2 4 日	変更許可 (取扱品目の追加 : がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、以上 4 種類及び積替え保管場所の設置)
平成 2 2 年	6 月 9 日	変更届 (積替え保管場所及び面積の変更)
平成 2 2 年	7 月 2 8 日	更新許可
平成 2 7 年	6 月 2 4 日	更新許可
平成 2 7 年	6 月 2 4 日	変更許可 (取扱品目の追加 : 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、以上 5 種類)
平成 2 9 年	1 2 月 5 日	変更届 (取扱品目の変更 : ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。) 以上 2 種類)
令和 2 年	7 月 3 日	更新許可

5. 規則第 9 条の 2 第 6 項の規定による許可証の提出の有無
無し